



島根県報

令和5年2月28日（火）

号外第19号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正

（人 事 課） 2

訓 令

島根県訓令第1号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

第15条の2の次に次の1条を加える。

（高齢者部分休業）

第15条の3 職員は、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年島根県条例第31号。以下この条において「高齢者部分休業条例」という。）第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を申請する場合は、高齢者部分休業承認申請書（様式第3号の15）を所属長を通じ人事課に提出しなければならない。

2 職員は、高齢者部分休業条例第6条の規定により高齢者部分休業の休業時間の延長を申請する場合は、高齢者部分休業時間延長申請書（様式第3号の16）を所属長を通じ人事課に提出しなければならない。

3 職員は、高齢者部分休業条例第7条第2項の規定により高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮を申し出る場合は、高齢者部分休業の承認取消・休業時間短縮申出書（様式第3号の17）を所属長を通じ人事課に提出しなければならない。

様式第3号の14の次に次の3様式を加える。

様式第3号の15 (第15条の3関係)

高齢者部分休業承認申請書				
				年 月 日
島根県知事 様		申請者 所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日 (歳)		
下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。				
1 申請期間	年 月 日 から		年 月 日 まで (申請者の定年退職日)	
2 休業時間	毎日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間 分/週			
3 申請理由				

- (注) 1 休業時間は5分単位で記載し、1週間当たりの休業時間の合計が19時間20分を超えないこと。
2 申請理由は具体的に記載するとともに、当該理由を確認できる書類を添付すること。

様式第3号の16 (第15条の3関係)

高齢者部分休業時間延長申請書				
島根県知事 様				年 月 日
申請者 所 属				
職 名				
氏 名				
下記のとおり高齢者部分休業の休業時間の延長を申請します。				
1 休業時間 延長開始日	年 月 日 から		年 月 日 まで (申請者の定年退職日)	
2 延長後の 休業時間	毎日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間 分/週			
3 申請理由				

- (注) 1 休業時間は5分単位で記載し、1週間当たりの休業時間の合計が19時間20分を超えないこと。
2 申請理由は具体的に記載するとともに、当該理由を確認できる書類を添付すること。

様式第3号の17 (第15条の3関係)

高齢者部分休業の承認取消・休業時間短縮申出書				
				年 月 日
島根県知事 様		申出者 所 属 職 名 氏 名		
下記のとおり				
<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の承認の取消し <input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の休業時間の短縮				
を申し出ます。				
1 承認の取消し又は 休業時間の短縮を受 けようとする日	年 月 日 から			
2 短縮後の休業時間	毎日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間 分/週			
3 申 出 理 由				
4 備 考				

(注) 1 休業時間の短縮を申し出る場合は、短縮後の休業時間を記載すること。

2 申出理由は休業の承認の取消し又は休業時間の短縮の理由について具体的に記載するとともに、当該理由を確認できる書類を添付すること。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。